

●裁判員制度が始まります。
裁判員制度の実施が間近に迫っています。平成20年秋には平成21年分の裁判員候補者名簿が作成されます。平成18年のデータに基づくと、埼玉県では有権者の475人に1人が名簿に記載されると試算されています。

あなたも、もうすぐ「裁判員」そして、あなたの声が社会を変える力になります。



●裁判員制度が始まります。裁判員は、毎年作成される裁判員候補者名簿の中から、1つの事件ごとにくじ及び裁判所における選任手続を経て選ばれます。

●裁判員制度は、特定の職業や立場の人に偏らず、広く国民の皆さんに参加していただくものですから、原則として裁判員を辞退することはできません。

●裁判員として刑事裁判に参加していただき、裁判官とともに被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかを決めていただく制度です。

●埼玉県では、さいたま地裁で裁判員裁判を行います。埼玉県の裁判員裁判は、全てさいたま市浦和区所在のさいたま地方裁判所で行われます。

●埼玉県では、さいたま地裁で裁判員裁判を行います。埼玉県の裁判員裁判は、全てさいたま市浦和区所在のさいたま地方裁判所で行われます。

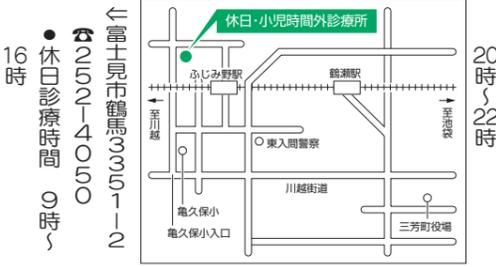
●裁判員制度が指すもの。安心して暮らせる社会を作ること。それを次の世代に残すこと。誰もが望むことではないでしょうか。

●「アンテナ」への投稿を募集しています。電話かハガキでお寄せください。ただし、営利を目的としたものは、ご遠慮ください。

●「アンテナ」への投稿を募集しています。電話かハガキでお寄せください。ただし、営利を目的としたものは、ご遠慮ください。

●「アンテナ」への投稿を募集しています。電話かハガキでお寄せください。ただし、営利を目的としたものは、ご遠慮ください。

<http://www.ne.jp/asahi/higashi-iruma/med/>



	●住民相談	●成人健康相談	●外国人生活相談	●女性相談
とき	毎月第1・第3木曜(祝日の場合翌週)午後1時~5時	不定(電話申し込み時に、相談の上決定)	毎週火曜日 午前10時~午後1時 毎週木曜日 午後1時~4時	毎月第2・第4金曜(祝日を除く)午前11時~午後3時30分
ところ	役場1階住民相談室(予約制、事前に連絡のこと)	保健センター	ふじみの国際交流センター 電話相談は☎269-6450(直通)	役場1階住民相談室(予約制、事前に連絡のこと)
相談員	弁護士、人権擁護委員、行政相談委員、県民相談員	管理栄養士、保健師	専門の相談員	専門の心理カウンセラー
連絡先	企画財政課人権推進係(内線416・417)	保健センター(☎258-1236)	企画財政課人権推進係(内線416・417)	企画財政課人権推進係(内線416・417)

三芳町親子スキー教室

期日 3月1日(土)
場所 群馬県 片品高原スキー場
定員 60名
対象 小学生以上の親子(子供のみの参加は小学5年生以上)
参加費 中学生以上/9,500円、小学生/8,000円(申込金5,000円)
(リフト代・昼食代・交通費・講習代・親睦会費・傷害保険料含む)
※貸しスキー・ウェア代は別途徴収いたします。
参考 レンタルスキー等(平成19年実績)スキー・ストック・ブーツの3点/大人2,000円、子ども1,500円、ウェア(上・下)/大人・子ども2,800円

集合場所 三芳町役場北側駐車場
集合時間 午前4時30分(集合出発)
内容 基礎スキーの講習会(親子別による講習)
申込締切 2月15日(金)
問い合わせ スポーツ振興課(総合体育館内) ☎258-0371 FAX258-0292
スキー連盟事務局・神木(19:00~21:00) ☎261-0535

ご利用ください

▽ゆずります/ブリタニカ大百科事典(全20巻・年鑑含)/ペビーぶとん/チャイルドシート/赤ちゃんの歩行器/ペビーバス/コンピのメリー/ペビー服(〜80cm)/電子ピアノ・エレキトーン/くまのプーさんペンラック

▽ゆずりください/富士見台幼稚園の制服(110~120cm位の女子用)/みふじ幼稚園の制服一式(120cm位の女子用)/三芳東中学校の女子制服(夏用・冬用)/みふじ幼稚園制服・体育着(130~140cm・男の子用)

▽連絡先/自治環境課(内線262)係から

■「アンテナ」への投稿を募集しています。電話かハガキでお寄せください。ただし、営利を目的としたものは、ご遠慮ください。

▽連絡先/三芳町役場秘書室秘書広報係 ☎258-10019(内線311・313)

休日・小児時間外診療所のご案内

●休日診療日 日曜、祝日
および年末年始(12月31日~1月3日)

▼小児時間外診療日 月曜~土曜

←ふじみ野市駒林3533 ☎264-0502

●休日診療時間 9時~16時、20時~23時

▼小児時間外診療時間 20時~22時

「災害見舞金」制度のご案内

三芳町に、住民登録された町民が「火災」「風水害」「地震」「雷」などの災害に遭われた時、被害の程度に応じて「災害見舞金」をお支払いいたします。災害に遭われてから15日以内に「災害見舞金支給申請書」に「罹災証明書」「住民票謄本」を添えて申請してください(死亡又は負傷の場合は「医師の診断書」が必要です)。

問い合わせ 健康福祉課(内線172)

災害内容	見舞金額
災害による死亡	1人 100,000円
災害による療養期間3週間以上の負傷	1人 30,000円
災害による住宅の全壊(焼)	1世帯 100,000円
災害による住宅の半壊(焼)	1世帯 70,000円
火災の消火活動による水損	1世帯 50,000円
火災の消火活動による農作物被害	1世帯 30,000円
災害による住宅の床上浸水	1世帯 50,000円

成人式記念品の引き換えについて

平成20年1月14日(祝)の成人式に出席できなかった方に、成人式の案内状と引き換えに記念品をお渡しします。

引換期間 2月8日(金)まで
引換場所 ▶役場教育委員会総務課/午前8時30分~午後5時05分
※土・日曜日は、役場地下1階日直室にてお渡しします。
▶町内各公民館/午前9時~午後10時(2月4日(月)は除く)
※持参するもの 成人式の案内状
問い合わせ 教育委員会総務課(内線533) FAX274-1056

Mama's Time (両親学級)

場所 保健センター
日時・内容

日時	内容	持ち物
2月1日(金) 10:00~11:45	オリエンテーション、管理栄養士の座談会	
2月8日(金) 10:00~13:30	調理実習	エプロン、三角きん(バンダナ可)
2月16日(土) 9:30~12:00	沐浴実習、お父さんの妊婦体験、歯科ブラッシング指導	歯ブラシ、コップ、タオル
2月21日(木) 10:00~11:45	お産ってどんなもの?	動きやすい服

※3日目はお父さんも参加いただけるように、土曜日に学級を設けてあります。お父さんの参加も歓迎します。
※母子健康手帳を持参してください。
問い合わせ 保健センター ☎258-1236 FAX258-5994

親子交流の場として「子育てサロン」

日程(予約不要)
0~5歳児/1月21日(月)・28日(月)、2月4日(月)・18日(月)
0歳児/1月24日(木)・31日(木)、2月6日(木)・12日(火)・15日(金)
1歳児/1月22日(火)、25日(金)、2月1日(金)、7日(木)、13日(水)、19日(火)
2歳児/1月23日(水)・29日(火)、2月5日(火)・8日(金)・14日(木)
時間 午前10時~11時30分
場所 子育て支援センター
問い合わせ 子育て支援センター ☎258-5106 FAX258-5136

育児相談

期日 2月5日(火)
受付時間 午前9時15分~10時
場所 保健センター
対象者 0歳~就学前
持参する物 母子健康手帳・筆記用具
問い合わせ 保健センター ☎258-1236 FAX258-5994

Let's tryパソコン教室

ワード初級コース

エクセル初級コース

●ワード初級コース「カードを作ってみよう!!」《講座番号①》
日時 2月26日(火)~28日(木)、午前9時~12時

●エクセル初級コース「表に挑戦!!」《講座番号②》
日時 2月26日(火)~28日(木)、午後1時~4時

場所 藤久保公民館学習室
対象 町内在住の20歳以上で、文字入力のできる人でパソコン教室未受講の人
定員 各講座10名(定員を超えた場合は抽選)
参加費 1,000円程度(資料代)
申込み 必ず往復はがき(記入例のとおり)で申込みください。
※一人1講座のみ
申込締切 2月4日(月)(当日消印有効)

往復はがき記入例
※はがきを開いた状態

往	☎64-0041	三芳町大字 藤久保185-1 藤久保公民館	※何も記入しないでください。
---	----------	-----------------------	----------------

返	☎64-0000	住所 氏名	1 郵便番号 2 住所 3 氏名 4 年齢 5 性別 6 電話番号 7 希望講座(第1希望のみ)「①~②の希望日を記入」 8 文字入力方法は「ローマ字入力」か「かな入力」かをご記入ください。
---	----------	-------	--

問い合わせ 藤久保公民館 ☎258-0690 FAX258-9625

●内職相談	●消費生活相談	●教育相談	とき
毎週水曜(年末年始・祝祭日を除く)午前10時~午後4時	毎週火・金曜(年末年始・祝祭日を除く)午前10時~午後4時	毎週月曜~金曜(祝日を除く)午前9時30分~午後4時30分	
役場2階産業振興課隣内職相談室	役場2階産業振興課隣消費生活相談室	総合体育館4階教育相談室 電話相談は☎274-1023(直通)	ところ
専任の内職相談員	専任の消費生活相談員	常任相談員	相談員
産業振興課商工労政係(内線214)	産業振興課商工労政係(内線214)	教育委員会学校教育課指導係(内線522)	連絡先